

公 告

このことについて、機構として下記のとおり建設工事に係る有資格業者の取引停止を講じましたので、公告します。

記

1 取引停止措置業者名等

パナソニック産機システムズ株式会社

法人番号 8010501032913（国土交通大臣許可 第 023300 号）

2 取引停止措置期間

2 か月（令和 7 年 8 月 6 日～令和 7 年 1 0 月 5 日）

3 取引停止の理由

当該業者は、令和 7 年 1 月 3 1 日、建設業法第 2 6 条第 1 項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、同法第 2 8 条第 1 項第 2 号に該当すると認められるとして、関東地方整備局長より監督処分（営業停止 2 2 日間）を受けた。

上記の事実が「東海国立大学機構が発注する契約に係る取引停止等の取扱要領」別表第 2 第 5 号に該当するため。

令和 7 年 8 月 6 日

国立大学法人東海国立大学機構

機構長 松 尾 清 一